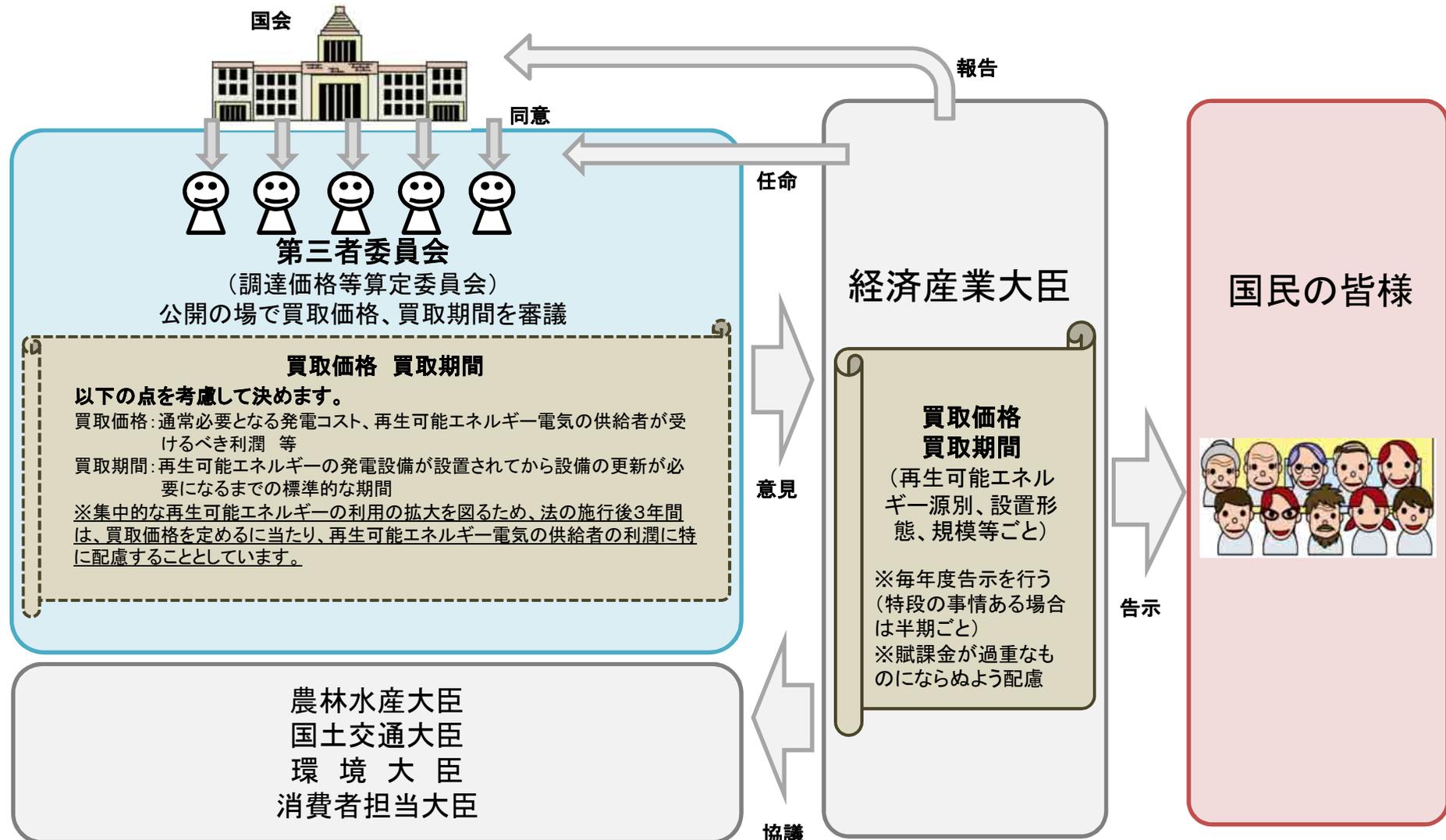


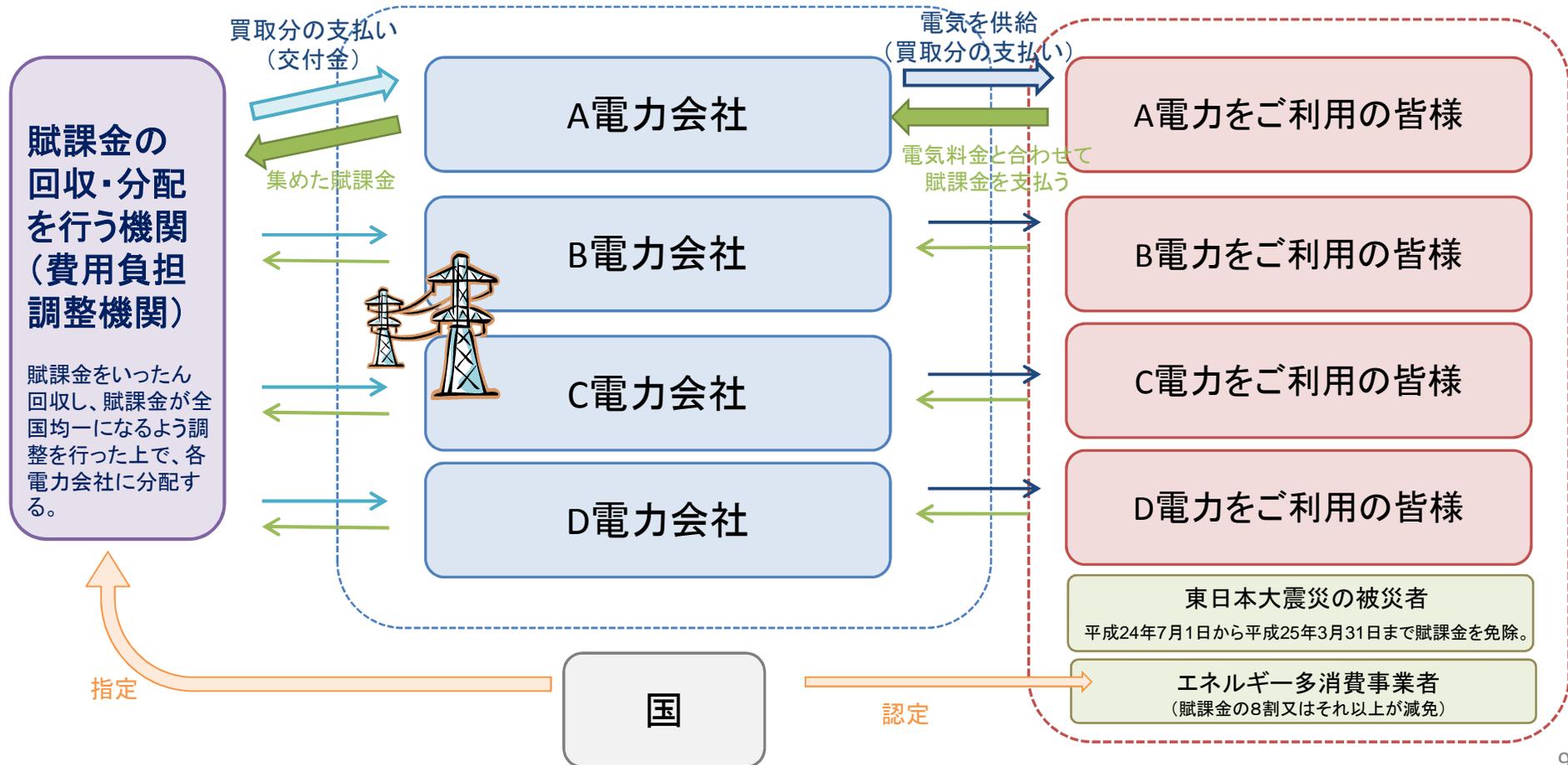
(参考) 買取価格と買取期間の定め方の詳細について

- 再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模に応じて、関係大臣(農水大臣、国土交通大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得た上で任命)の意見に基づき経済産業大臣が告示します。
- 集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとしています。



賦課金の回収・分配について

- ご負担いただく金額(賦課金の単価)は、全国一律とします。その単価は、前年度実績を基に、国で定めます。ただし、極めて大量のエネルギーを消費(製造業の場合、製造業平均原単位の8倍以上)される事業者の方、及び東日本大震災の被災者の方については、賦課金が減免されます。
- 再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関を新たに設置します。電力会社等が集めた賦課金は、この費用調整負担機関がいったん回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金というカタチで、各電力会社に渡す仕組みとしています。



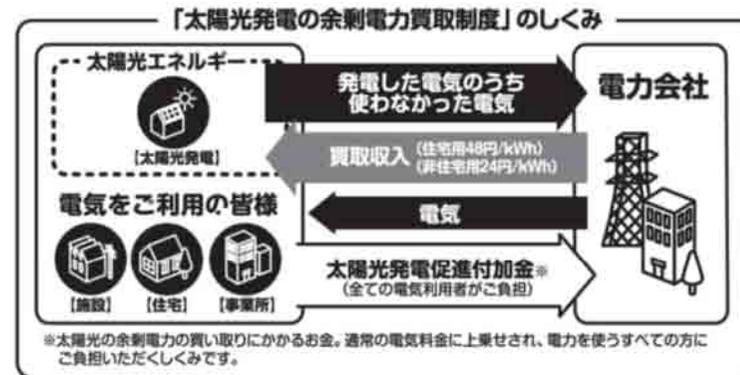
現在の太陽光発電の余剰電力買取制度との関係について

- 太陽光発電設備については、既に余剰電力買取制度が導入されていますが、この制度に基づいて買取が行われているものは、新たに導入される再生可能エネルギー買取制度の下で引き続き買取が継続されます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

太陽光発電の余剰電力買取制度(実施中)

住宅用太陽光



他の再生可能エネルギーに対象を拡大
発電量全量が買取対象



大規模太陽光



風力



中小水力



バイオマス



地熱

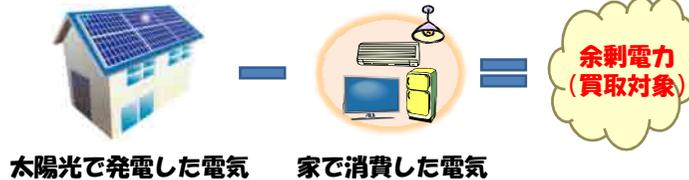


(参考)太陽光発電の余剰電力買取制度との違いについて

太陽光発電の余剰電力買取制度

対象は余剰電力

<住宅の場合の余剰電力のイメージ>



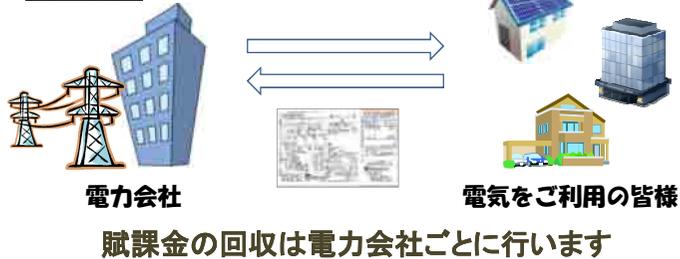
買取価格・買取期間

国の審議会を踏まえ一般からの意見公募を経て決定します

	住宅用 42円/kWh 10年間
	非住宅用 40円/kWh 10年間

※価格は平成23年度の場合

費用負担

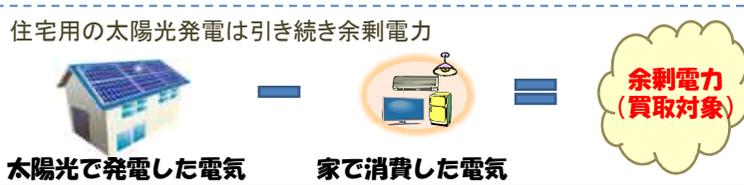


再生可能エネルギーの固定価格買取制度

対象は発電量全量



住宅用の太陽光発電は引き続き余剰電力



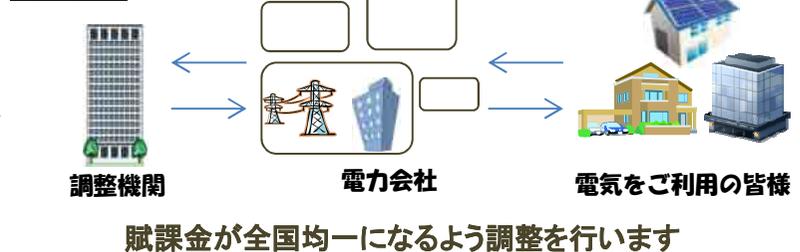
買取価格・買取期間

関係大臣に協議の上、第三者委員会の意見に基づき、エネルギー源別、設置形態、規模ごとに買取価格・期間を定め、一般からの意見公募を経て決定します

<イメージ>

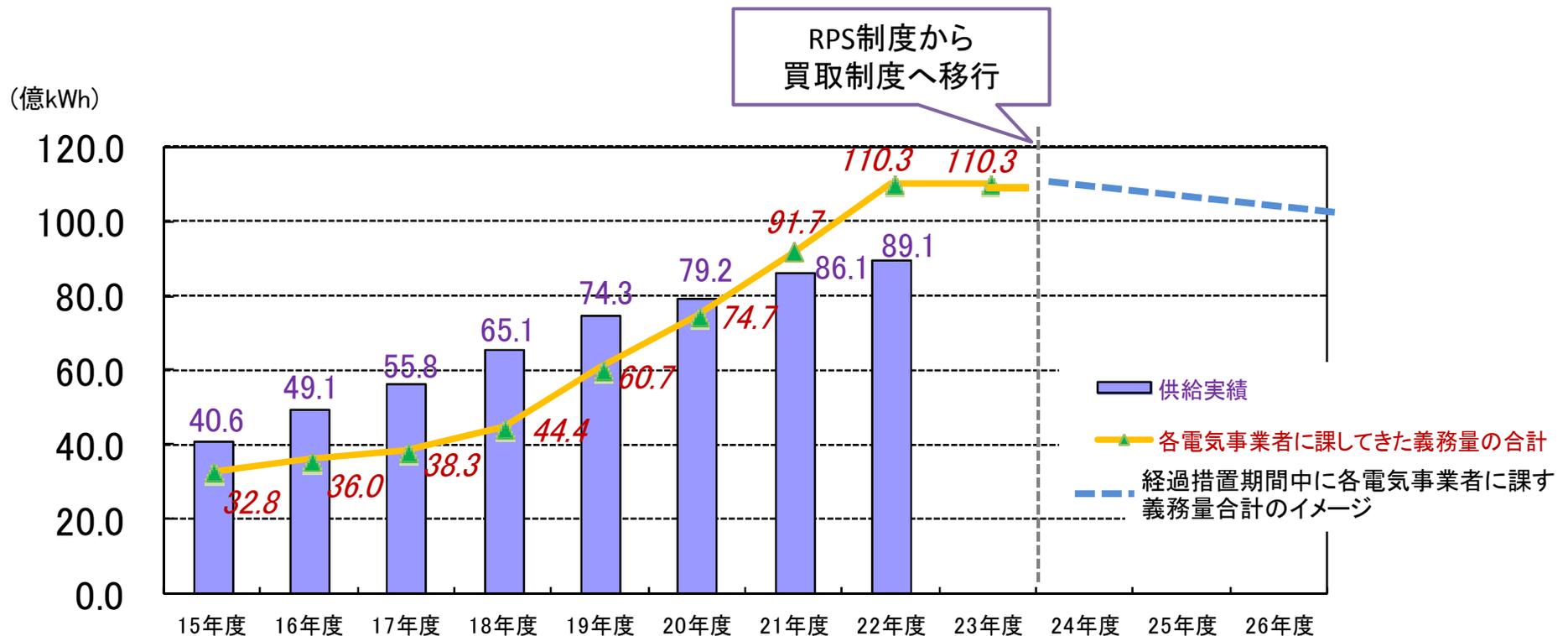


費用負担



既設の再生可能エネルギー発電設備の取扱いについて

- 事業用の再生可能エネルギー発電設備については、既に、2003年に導入された、電力会社などに対し一定量の再生可能エネルギーの調達を義務付けるRPS制度の対象となっています。RPS制度は、これまでの我が国の再生可能エネルギーの拡大に大きく貢献してきました。
- 新たな再生可能エネルギーの買取制度は、これから設置される設備が対象です。約1400件ある既設の発電設備については、引き続き、RPS法の下、同様の環境で事業を行うことができます。



※ 平成21年度の全国総電気供給量は8,741億kWh (資源エネルギー庁「電力調査統計」)

(参考)RPS (Renewables Portfolio Standard) 制度の概要

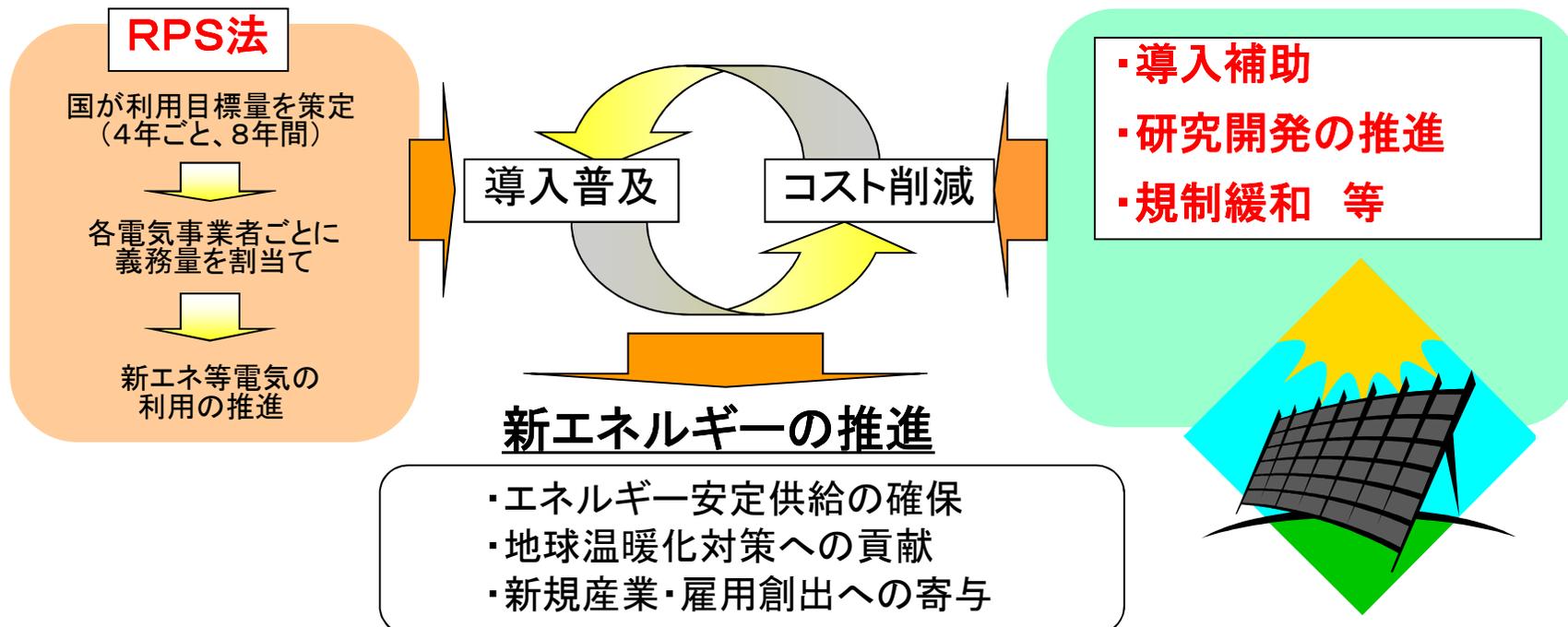
電気事業者に対し、毎年の販売電力量に応じた一定割合以上を新エネルギー等でまかなうことを義務付ける制度であり、我が国においては、2003年から導入されています。

○ 対象となる電気事業者: 電気を小売する電気事業者43社(平成23年度)

- 一般電気事業者 10社(東京電力等)
- 特定電気事業者 5社(六本木エネルギーサービス等)
- 特定規模電気事業者 28社(ダイヤモンドパワー等)

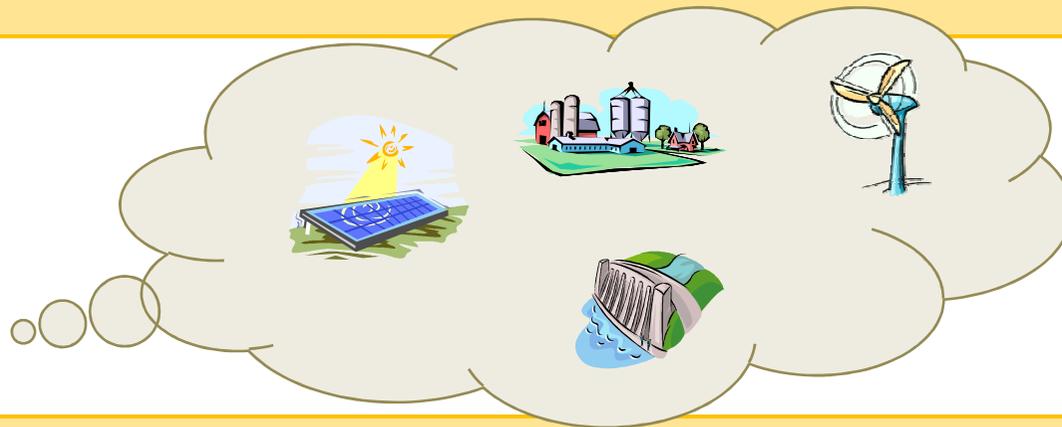
○ 義務を果たす方法

①自ら発電したり、②新エネルギー等の電気を他者から購入したり、③他者から「RPS相当量(RPS価値)」を購入することにより、その義務を果たすというルールになっています。



制度の見直し

- 法律では、実態に合わせた機動的な見直しが行われるよう明記されています。
 - 少なくとも3年ごとに見直しを行い、また、エネルギー基本計画が変更された際には変更後の同計画の内容を踏まえた見直しを行う。
 - 平成32年度(2020年度)までに抜本的な見直しを行う。



国の責務

- 国は、今後も広報活動を一層強化してまいります。さらに研究開発の推進や諸規制の見直しなど、様々な政策を総動員して再生可能エネルギーの普及を目指します。

電気事業者、再生可能エネルギー事業者の責務

- 電気事業者、再生可能エネルギー事業者は、コストダウンに努めることが求められています。

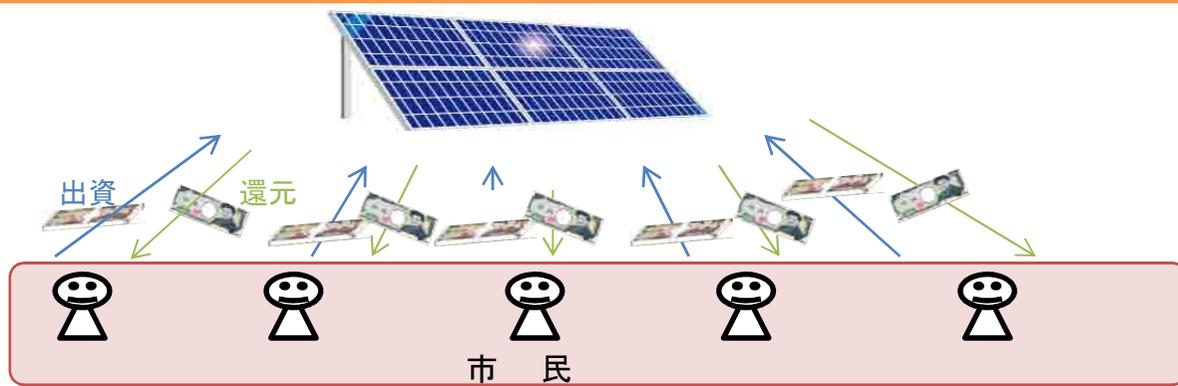
地域でのこれまでの再生可能エネルギーの取組例

- 地域における再生可能エネルギーの導入事例としては、下記にあるような市民ファンド等が行う発電設備の設置の取組等があります。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行されると、今後新たに出てくるこうした取組等を、固定価格での買取りによって、支援します。
- こうした地域の様々な創意工夫を促し、それぞれの特長を活かした取組の進展を期待しています。

取組例：太陽光

<おひさまエネルギーファンド>

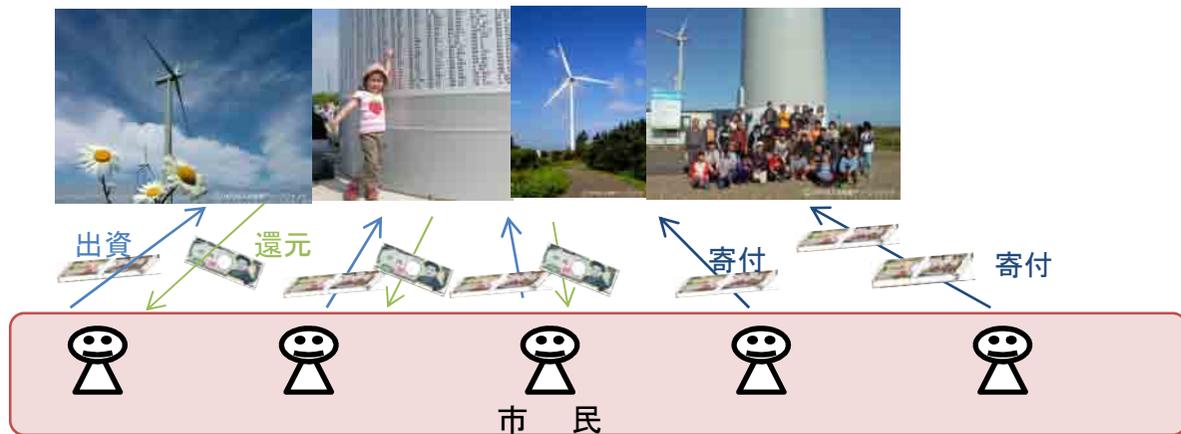
市民から一口10万円からの出資を集め、地域の保育園や介護施設等160か所以上に太陽光発電を設置し、売電収入を出資者に還元する仕組みが確立している。



取組例：風力

<北海道グリーンファンド>

寄付に加えて市民からの出資により、2001年に北海道浜頓別町に風力発電を建設。総事業費の8割が市民からの出資。現在は全国12ヶ所(設備容量17770kW)、出資総額約23億円、出資者約4千人と広がり、売電から生み出された利益等をもとに出資者に分配を実施している。



お問い合わせ先

再生可能エネルギーに関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

ツイッターでの発信も行っておりますので是非ご利用いただければと思います。

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/>

買取制度

検索



買取制度についてのお尋ねは、
資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室まで

03-3501-1511

内線4455~4458